

議事要旨

1 審査の申出があった事案について

審査会に対する申出があった事案 10 件（被申出検察官数 11 人）について、審査会の職権による随時審査に付すべきか否かにつき審議が行われ、委員全員の一致により、いずれも随時審査の開始決定をしないこととされた。

なお、うち 1 件につき、委員から、検察官の発言は、御遺族の心情への配慮を欠いており不適切ではないかとの発言もあったものの、上司から厳重に注意・指導がなされていることから、随時審査に付す必要はないこととされた。

2 その他

事務当局から必要な報告を聴取したところ、委員から、

- ・ 検察官については、その職務上、扱う問題が人権そのものに関わるものであるため、検察官の体調面にも配慮して人事配置をするべきではないか。
- ・ 体調不良の検察官については、医師のアドバイスも得ながら、庁全体で組織的にケアしつつ、快復するのを待つほかないのではないか。

との意見が示されたが、その上で、

- ・ 一方では検察官の身分保障と関係し、他方、取調べ対象の被疑者の人権問題に関連する大変難しい問題ではあるが、体調不良の検察官の取扱いについて、各庁バラバラの対応にならないように注意すべきではないか。

との意見が示された。